

第1回 斎場運営形態検討会議 会議要旨

1. 開催日時 平成23年8月22日（月） 午後1時から午後5時まで
2. 場所 あべのルシアス12階 環境局 第1会議室
3. 出席者 委員（5名）
榎村座長、長瀬委員、松井委員、向山委員、脇田委員

大阪市環境局
玉井局長、青野事業部長、渡邊斎場霊園担当課長（司会）
渡邊斎場霊園担当課長代理 他3名
4. 議題 大阪市立斎場の運営形態について
5. 座長選出 委員の互選により、座長に榎村委員が選出され、座長職務代理者に向山委員が指名された。
6. 議事要旨
（1）大阪市立斎場の概要について
資料により、斎場の法的根拠・事業経過・斎場の配置・葬儀習慣・斎場の概要・火葬件数実績・斎場業務等について説明。

<各委員より質問の概要>

- ①斎場予約の受付方法及び斎場予約受付システムについて
- ②「心付け問題」に関して現在の体制においても、業者に対して融通をきかず裁量の有無。
- ③今後増加する見込みの火葬に対する今後の対策
- ④技能職員に対する研修の内容
- ⑤火葬時間の操作及び他都市（京都市）における火葬と大阪市における火葬の違いについて
- ⑥技能職員の勤務ローテーションについて

＜大阪市からの回答の概要＞

- ①具体的な予約方法、釜振り、斎場予約受付システムによる予約方法等を説明。
- ②裁量については、受入ルールの徹底及び行政職によるチェックの強化等を行い現在では恣意的な操作ができない体制になっている。
- ③死亡人口の予測から平成51年度にピークを迎えると予測している。
- ④外部の講師は招いていないが、斎場業務及び接遇等については職場の主任等が1カ月～3カ月間、マンツーマンで指導している。また、人権・メンタル等の研修については、環境局で行っている旨の説明。
- ⑤火葬業務、大阪市における火葬の習慣及び京都市の火葬業務等を具体的に説明
- ⑥勤務ローテーションの決定方法等を説明

7. 視察内容

小林斎場	施設案内 本市職員による受入業務及び収骨業務視察
佃斎場	施設案内 本市職員による受入業務及び収骨業務視察

8. 会議資料

- ・ 斎場運営経過・斎場配置
- ・ 葬儀習慣
- ・ 市立斎場の概要
- ・ 火葬件数《平成21年度・22年度》
- ・ 斎場利用状況
- ・ 斎場業務内容
- ・ 1日の火葬業務の流れ
- ・ 小林斎場・佃斎場火葬業務委託

第1回 齋場運営形態検討会議 議事録

○渡邊課長

大変お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回斎場運営形態検討会議を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境局事業部斎場霊園担当課長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、大阪市では庁舎内での省エネルギー行動といたしましてノーネクタイ、ノー上着といった軽装での勤務の取り組みを行っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、事務局からご報告申し上げます。本会議開催に先立ちまして、委員のご承諾をいただいておりますが、本日の会議は公開による会議とさせていただいておりますが、現地視察につきましては、斎場利用の市民の皆さんの感情を考慮いたしまして非公開とさせていただきます。

また、傍聴の方に申し上げます。携帯電話は電源を切っていただきますか、マナーモードに設定していただきまして、会議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

1点お断りを申し上げます。去る8月15日の報道発表資料での出席予定委員は4名となっておりますが、最終調整を行っております、公認会計士の長瀬様にご承諾を得ましたので、本日ご出席をいただきまして、委員5名で会議を開催させていただきます。

では、議事次第に従いまして本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。ご紹介にあたりましては、五十音とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

長瀬会計事務所、公認会計士の長瀬耕治様でございます。

京都女子大学教授の槇村久子様でございます。

社会福祉法人大阪ボランティア協会評議員の松井淳太郎様でございます。

伊勢谷法律事務所弁護士の向山知様でございます。

エルクレール合同会社代表の脇田由美様でございます。

続きまして、大阪市側の出席者をご紹介します。

大阪市環境局長の玉井でございます。

環境局事業部長の青野でございます。

環境局斎場霊園担当課長代理の渡邊でございます。

斎場霊園担当係長の中野でございます。

事務局といたしまして、担当係員の磯野と松井、両名でございます。

開会にあたりまして、まず大阪市環境局長の玉井よりごあいさつを申し上げます。

○玉井局長

皆さん、こんにちは。改めまして環境局長の玉井です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から皆様には大阪市の環境行政を初め大阪市政全般にわたりましてご理解、そしてご協力を賜っております。誠にありがとうございます。この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

さて、このたびは斎場運営形態の検討会議の委員ということで、ご就任をお願いいたしましたところ、お忙しい中であるにもかかわらず、快くご承諾を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様もご承知のとおり、斎場といいますのは、単に亡くなった方の火葬を行うというだけではなく、ご遺族の方々にとりまして、まさに最後のお別れの場ということで、そのため、大阪市の火葬業務の執行にあたりまして、市民の宗教的な感情への配慮とともに、伝統的な葬儀慣習でありますとか市民感情に意識をいたしました厳粛な対応が常に求められ、そういった観点から、この間、業務を遂行いたしました。

ただ、残念ながら、昨年度、新聞等で大きく社会的な問題としても取り上げられました本市斎場職員の不祥事、いわゆる心づけ事案ということが明らかとなりまして、多くの処分者というのを出しますとともに、その中でこの問題の課題といいますか、問題点、原因を十分に究明いたしました上で再発防止策を定め、いわゆる服務規律全般の対策とあわせて今現在も再発防止に鋭意取り組んでいる、そういう風な状況でございます。

一方で、大阪市全体の財政状況等ございまして、まさに公務員ですべき仕事かどうかということをお市のすべての事業にわたって点検、精査を行い、この斎場業務につきましても一部において民間委託化が可能ではないかという議論のもと、大阪市の市政改革の方針にも明確に定められまして、本年の10月から小林斎場と佃斎場の業務につきまして民間委託を導入することとなりました。

ただ、この導入にあたりましては、本日からご議論をいただくわけですが、この検討会議の中で本市の火葬事業の現状、課題ということをお十分に踏まえつつ、それぞれ皆様方の幅広い観点から、直営と民間委託を比較、評価、あるいは検証をお願いし、民間委託の範囲でありますとか今後の指定管轄制度の導入の可能性など、まさに大阪市民にとって最も理想的な斎場運営のあり方というのはどういふものなのかということをお忌憚のないご意見もいただきつつ、今後の斎場運営に反映をしていきたいと考えております。

来年度の9月ぐらいまでの長期間に及んでの評価あるいは検証をお願いすることになりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。会議開催にあたりまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○渡邊課長

ありがとうございます。

それでは、議事次第に従いまして、座長の選出に進ませていただきます。

斎場運営形態検討会議開催要綱第3条で、会議の座長は委員の互選によりこれを定めることになっておりますので、委員の皆様、どなたか、自薦、ご推薦ございませんでしょうか。

おられないようですので、事務局からご提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○渡邊課長

それでは、葬祭全般に非常にお詳しい京都女子大学教授の榎村委員に座長をお願いいたしたいと思っておりますけれども、皆様いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○渡邊課長

ありがとうございます。

それでは、榎村委員に座長をお願いいたしたいと思っておりますので、榎村委員、よろしくをお願いいたします。座長席のほうへお移りいただけますでしょうか。

また、開催要綱第3条3項で、座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、早速でございますけれども、榎村座長から職務代理者のご指名をお願いいたしたいと思っております。

○榎村座長

では、私のほうから指名させていただきます。

お手元の委員名簿でございますように、法律に関する学識、識見をお持ちであります向山委員をお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○向山委員

はい、結構です。

○榎村座長

どうぞよろしくをお願いいたします。

○渡邊課長

ありがとうございます。

それでは、座長職務代理者を向山委員をお願いいたします。

それでは、榎村座長よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

○榎村座長

それでは、一言ごあいさつさせていただきます。

今、皆様のご賛同をいただきまして、座長を務めさせていただくことになりました京都女子大学の榎村でございます。

ほかの委員の方々にも座長に適任の方がいらっしゃると思いますけれども、長らく葬送関係のことを研究しておりまして、多分そういう意味で私のほうに指名されたのではという風に思います。

今、局長からのごあいさつにもございましたように、来年9月までというようなロングランの会議になると思いますし、大変な、重要な内容になるという風に私も考えております。それで、忌憚のない意見を頂戴いたしまして、いいような検討会にしていければという風に思っておりますので、委員の皆様方のご協力をいただきまして、いい検討会議になりますように努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ、1年間ぐらいかかると思いますが、よろしくお願いいたします。

○渡邊課長

どうもありがとうございます。

それでは、議事に入ります前、本日、お配りしております会議資料の確認をさせていただきます。

まず、第1回斎場運営形態検討会議の議事次第と委員名簿と大阪市立斎場の概要、第1回斎場運営形態検討会議資料というのがございます。それと、環境局が出しております「私のまちきれいな大阪平成22年度版」、本日見ていただきます大阪市立小林斎場のパンフレットでございます。以上、揃っておりますでしょうか。

○渡邊課長

それでは、議事進行につきましては、榎村座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○榎村座長

それでは、議事7というところがありますが、大阪市立斎場の概要についてということと、その後、小林斎場と佃斎場の現地視察という風になっております。

それで、まず大阪市の斎場の概要について事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○中野係長

それでは、大阪市立斎場の概要につきまして事務局よりご説明させていただきます。

担当係長の中野です。よろしくお願いします。

それでは、お手元の大阪市立斎場の概要をご覧ください。

資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、大阪市立斎場の運営経過と斎場配置でございます。

大阪市の斎場の運営経過としましては、明治40年に民間火葬場、大阪八弘社株式会社からの買収に始まり、その後、統廃合を経て、現在、大阪市内に5カ所の斎場を有しており、元旦を除く364日稼働で業務を行っております。

また、火葬業務を大阪市が行うものとして、昭和43年に旧の厚生省より、火葬場の経営主体は、原則、地方公共団体でなければならないとの通知がございまして、これらに基づき火葬業務を行っているところでございます。

斎場の配置につきましては、市内各所から概ね4キロ範囲内に斎場を配置しております。

次に、2ページ目でございます。

市域での葬儀の慣習と火葬炉の様式についてでございます。

大阪市区での葬儀慣習としまして、お骨上げにおいて、のど仏など、主要な遺骨を部分収骨する慣習でありますので、火葬後のお骨上げのときに焼骨が人体の形をとどめて棺台の上に残るよう、棺台車方式を採用しております。

このような方式につきましては火葬に時間がかかり、お骨上げを含めて約3時間かかっております。

斎場利用者は、ご遺体が火葬されている間、一旦、ご自宅等にお戻りになり、改めてお骨上げに来るという慣習があるため、その慣習に対応できるよう、先ほど申し上げました各市内各所から概ね4キロの範囲に斎場を配置しております。

次に、3ページでございます。

3ページにつきましては、位置図と斎場の5カ所の施設概要でございます。

まず、平野区にございます瓜破斎場は、昭和32年に開設し、平成8年に改修を行いました。火葬炉数は30基でございます。

北区にございます北斎場は、明治9年に民営開設され、明治40年に大阪市が買収し、平成13年に建て替えを行いました。火葬炉数は20基でございます。

大正区にございます小林斎場は、大正2年に開設し、平成5年に改修を行いました。火葬炉数は10基でございます。

鶴見区にごございます鶴見斎場は、昭和8年に開設し、平成18年に建て替えを行いました。火葬炉数は8基でございます。

西淀川区にごございます佃斎場は、昭和9年に開設し、昭和57年に改修を行いました。火葬炉数は4基でございます。

施設整備につきましては、老朽化等に伴い順次改修や建て替えを行い、施設の整備を進めて参りました。現在、大阪市5斎場合わせて火葬炉72基で本市の火葬需要に対応しております。

職員の数につきましては、表の下段に記載しておりますとおり、平成23年8月現在、5斎場の事務職員と技能職員を合わせまして59名在籍しております。

次に、4ページをごらんください。

火葬件数についてご説明させていただきます。

平成21年度の5斎場合わせて28,712件、平成22年度につきましては29,004件を火葬しました。

21年、22年度の火葬件数を比較しますと、約300件程の増であり、火葬件数は高齢化社会を反映して今後増加していくものと思われまます。

各斎場の火葬件数の内訳については、ご覧のとおりでございます。

次に、5ページでございます。

5ページにつきましては、月別の火葬件数でございます。

火葬件数につきましては、季節変動がございまして、冬季の12月から3月までが他の月と比べまして増加する傾向がございまして。

各月の1日あたりの平均火葬件数を見ていただきますと、21年度、22年度ともに、1年間の1日の平均火葬件数は79件、80件ということで、ほぼ同じですけれども、12月から3月までの間が平均を上回る件数となっております。冬場にお亡くなりになる方が多く、火葬件数が増加する傾向にございまして。

次に、6ページでございますけれども、6ページにつきましては斎場利用状況でございます。

斎場の受け入れ時間につきましては、各斎場で午前11時から16時までの間、1時間ごとに受け付け件数を決めております。

時間帯別では、11時から13時までの入場が多くあり、16時入場は翌日にお骨上げを行っていることから、入場が少なくなっております。

葬儀告別式が11時から13時の時間帯に行われることが多いので、12時、13時の入場時間の割合が全体の約4割程度となっております。

また、最近では、家族葬や直葬といった、葬儀を行わずに直接火葬される場合が多く、11時入場も増加傾向にございまして。

次に、7ページでございます。

7ページにつきましては、斎場の業務についてでございます。

現在、行政職員と技能職員に係る業務とに分けて業務を行っているところでございます。

まず、行政職員につきましては、火葬に係る使用料金の徴収、火葬証明書など、各種証明書の発行業務などが主な業務となっております。

また、技能職員につきましては、棺を霊柩車から火葬炉前まで移動などの受け入れ業務、ご遺体の火葬業務、ご遺族の方がお骨上げして骨つぼまで収めるまでの収骨業務、火葬炉などの日常保守点検業務、また身寄りのない方の遺体保管や遺骨保管が主な業務となっております。

なお、平成23年10月から小林斎場、佃斎場において、技能職員の太枠で囲っている部分につきましては、民間へ業務委託することとしております。

行政職員に係る業務につきましては、斎場の使用承認や証明行為のような公権力の行使が含まれ、また使用料の徴収といった公金取り扱い業務があり、地方自治法第243条によって私人への委託は制限されていることから、委託業務とはせずに、引き続き本市行政職員が行うこととしております。

次に、8ページでございます。

斎場における1日の火葬業務の流れでございます。

まず、1体の火葬に要する時間でございますが、斎場に入場しまして、霊柩車から火葬炉前まで運び、火葬炉前にてご遺族と故人様の最後のお別れを行っていただいております。入場からお別れまでに概ね30分を要しております。ご遺体の大きさなどにもよりますが、火葬に概ね75分、冷却時間としまして45分を見ております。次に、収骨、お骨上げになりますが、ご遺骨の説明をしながら、お骨上げを行っていただき、ご遺族が退場するまでに概ね30分を要しております。標準的な時間になりますが、1件の火葬にかかる時間は3時間となっております。

次に、斎場でのタイムスケジュールでございますが、北斎場の例でご説明させていただきます。

斎場では、現在、午前9時から開場しております。まず、9時から作業打ち合わせを行い、前日の16時に受け入れましたご遺体のお骨上げを行い、終了後、火葬炉や場内の市民休憩室などの清掃を行い、受け入れ準備を行っております。

火葬の受け入れに関しては、北斎場には火葬炉が20基設置しておりますが、同じ時間帯に一斉にご遺体を受け入れますと、会葬者が集中して、利用者の混乱を招くおそれがあることから、11時入場から16時入場まで、1時間あたり5件受け付けております。

先ほどご説明させていただいたように、1件あたりの火葬に3時間を要することから、資料にもありますように、11時に5件受け入れますと、骨上げを13時半から行いまして、14時に終了いたします。

このように、11時から14時まで1時間5件ずつ受け入れますと、14時入場ですべての火葬炉を使用することになります。14時にお骨上げを終了した火葬炉をすぐに清掃しまして、15時からご遺体を受け入れております。このように、火葬炉を2回使用することにより、1日最大30件の受け入れが可能となります。

また、16時入場の分につきましては、当日骨上げではなく、翌日の朝9時半からお骨上げを行っていただいております。

次に、9ページでございますが、小林斎場、佃斎場についても、受け入れ件数に違いはございますが、受け入れ方は北斎場と同じ1時間ごとに受付け件数を決めて火葬しております。

本市斎場での受付件数でございますが、下の表に記載のとおり、5斎場の火葬炉合計72基で、1日106件までの件数が受け入れ可能となります。

次に、10ページでございますけれども、先ほど7ページで少しご説明させていただきましたが、小林斎場、佃斎場の火葬業務委託についての資料でございます。

平成23年5月に、事後審査型制限付一般競争入札の公示を行い、平成23年6月に入札を行った結果、4社の入札参加がございまして、三重県の亀山市にございます株式会社スターが落札し、7月1日付で平成23年10月1日から平成25年3月31日までの1年6ヶ月間の契約を締結しております。

株式会社スターにつきましては、他都市においても火葬業務を受託しており、現在、大阪府の和泉市でも平成22年6月から平成25年5月まで契約しております。

今後、株式会社スターとは火葬業務の引き継ぎなどを行い、10月から円滑に業務を遂行できるよう努めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、斎場の概要について説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○榎村座長

ありがとうございました。

それでは、今、お手元の大阪市立斎場の概要ということで、事務局のほうからご説明いただきましたけれども、今、ご説明していただいた資料について何かご質問とかございましたら、お願いしたいと思います。初めからじゃなくても、どこからでも結構でございます。

○向山委員

斎場の業務内容について伺いたいんですけども、利用の申し込みがあって、実際に何時にどこの炉でということを決めるのはどの業務で決まるのですか。うまく説明できませんけれども、どのようにして、どなたがどこの場所で何時からというのが決まっていくのかというところを教えていただきたいと

思います。

○渡邊課長代理

炉につきましては、まず説明がありましたけれども、斎場の炉前、火葬炉のある前でまず焼香などでお別れしていただいて、火葬後はそこでお骨上げをいたします。他都市では、告别室があったりとか、お骨上げをしていただく部屋があったりするのですが、大阪市の斎場については、敷地の関係上、そういった施設がとれませんので、炉前ですべて行っております。その関係上、隣同士で同じ時間帯にご遺体を受け入れますと、骨上げのお別れが、宗派・宗教が違ったりとかがありますので、間隔をあけて、同一時間帯に隣同士にならないような形で受け入れをします。ただ、朝の11時は何番と何番の炉を使いますと、あらかじめ決めております。

これについては技能職員の方が、その日の受け入れの件数を考慮して。前日なり当日、晩に予約が入ることもございますので、一応、前日に何時のときにはこの炉を使うというふうに決めておりますけれども、当日、再度、予約の状況を見て、微調整を行っております。受け入れにつきましては先着順で、早く入ってこられたところから、この時間帯に使用する火葬炉に誘導して、そこで火葬となっております。

○向山委員

そうすると、申し込みをするときに、例えば何日の何時がいいとかという希望を一緒に出すわけですか。

○渡邊課長代理

コンピューターのメール機能、携帯電話・パソコンでのメール機能を使って予約していただくことになっておりますので、まずご遺族とか宗教者の方とかとお葬式の打ち合わせをされて、何日の何時というところで斎場の予約をすることができる、予約システムというのがあります。

○向山委員

そうですか。

○渡邊課長代理

何日の何時というのを既に決めてありますので、システムに登録されている葬儀業者から何日の何時という希望でとられます。そこがいっぱいになりましたら、各葬儀会社が時間をずらされますので。大阪市では、たまに機械の故障なんかがございますので、制限をかけるときがありますけれども、北斎場でしたら、1時間に5件という枠があります。それを喪主や業者の都合でとられます。

○向山委員

そうすると、早い者勝ちということですね。

○渡邊課長代理

それはそうですね、はい。

○向山委員

その予約システムを使えるのは、そうすると、業者だけですかね。

○渡邊課長代理

一応、システムのほうで予約を直接とっていただけるのは葬儀業者だけですけれども、市民が直接申し込まれる場合は、斎場へ電話を入れていただいて、斎場のほうで予約をとるという形になります。

○向山委員

わかりました。ありがとうございます。

○槇村座長

私もちょっと聞こうかなと思って。例えば、最大これだけの1時間に5件ですよ。それで、全部、時間をずらしても、例えば1日30件とするでしょう。亡くなるというのは不定期ですから、4キロ圏内ですか、5ヶ所ありますけれども、それですごく多くなれば、ほかの斎場に行ってもらおうということが可能なのか、その辺はどうですかね。平均的に亡くなればいいですけども、なかなかそうは。時間をずらして、うまくいけばいいですけども、それも調整が難しいようであれば、ほかの4ヶ所のところに割り振るといえることがあるのか。だから、お葬式自体をずらされるのですかね、その辺は。

○渡邊課長代理

大阪市の場合は、この区はこの斎場というのは決めておりませんので、中には例えば高速道路を使われて、高速道路にすぐ乗れる区がありますので、そういった場合は、ちょっと遠いところへ行かれたりとかもありますし、やっぱり近くがいいということで、時間なり日にちなりをずらされる場合もあります。

○槇村座長

それは、そうしたら大阪市が調節されているのではなくて、葬儀業者が、遠いけれども、この日はということで、調節されているということ。

○渡邊課長代理

そうですね、葬儀業者と喪主とでご相談されて。

○槇村座長

そうですか。

○渡邊課長

お決めになりますのが、大体、斎場が何日の何時にあいているかということで、宗教者の都合とか

も、ご親戚が遠いとか近くとかもございますので、そのようなことも考慮されますので。もう一つは亡くなってから24時間は火葬できませんので、その間は余裕がありますので。そのようなことで、どうしてもこの日の14時に行きたいけれども、北斎場が近いけれども、鶴見斎場やったら、空いているということでしたら、鶴見斎場をとられるとか、そういうのはあります。それと、先ほど申し上げました16時入場では翌日骨上げになりますから、翌日骨上げになるのであれば、1日ずれるのも同じなので、1日お葬式をずらして、13時とか11時の入場で、その日で終わらせてしまいたいとか、そういうようなこともございます。ですから、大阪市が決めることはほとんどありませんので、いっぱいでしたら、そこは入れませんということです。

○榎村座長

ありがとうございます。

他に、どんなことでも結構でございます。いろんな内容が含まれておりますので、ご質問いただいたらと思いますけれども。

○松井委員

実際に人数というか、数がオーバーするというようなことがあって、1日延ばしてくださいとか、何かそういうようなこともありますか。

○渡邊課長代理

まず予約がとれませんので、どうしても予約される時に日にちをずらして予約ということになります。1日の受け入れの件数が決まっておりますので、それがいっぱいになりますと、予約がとれないという形です。

○松井委員

先に予約という、その行為があるわけですね。

○渡邊課長代理

はい。

○渡邊課長

去年、一部、斎場でオーバーホールということで、ちょっと制限しまして、それが冬場に制限したので、お葬式が2日か3日先になるというような苦情がございました。冬場は多いので、1日どうしてもずらさないといけないというような場合は何日かは出てきておるのはわかっております。

○榎村座長

今日、初めてでございますので、どんなことでも。

○向山委員

先ほど教えていただいた予約システムについてもうちちょっと伺いたいのですが、いつごろからあるのですか、こういうシステム。

○渡邊課長代理

平成21年の7月です。

○向山委員

平成21年の7月ですか。

○渡邊課長代理

はい。

○向山委員

そうすると、それ以前はどういう形だったのですか。

○渡邊課長代理

それ以前は、まず昼間は斎場の職員が電話で予約を受け付けまして、これは9時半から17時までの間は斎場職員が電話で受け付けをしておりました。あと、17時から17時半と、それから9時から9時半の間、引き継ぎということで、夜間につきましては入札で業者に委託をして、電話での受け付けを夜間していただく、ですから、17時から17時半と9時から9時半については業者と斎場との間での引き継ぎ時間ということで、この30分は受け付けできませんけれども、それ以外はすべて電話で受け付けておりました。

○向山委員

なるほど。それと、予約システムを利用できるのは業者だけである。つまり一般の方は利用できないというのはどういう理由なのですか。いたずらとか、そういうことですか。

○渡邊課長代理

そうです、まず大阪市に登録をしていただいて、予約システムにパソコンなり携帯なりで火葬の予約をしていただくことになりますので。どなたでもご利用ということになると、システムのいたずらとか、予約をわざととられたりとかというようなこともあります。現実に他都市で、いたずらでかなり空の予約をいっぱい入れられたというようなこともあったと聞いております。

○向山委員

そんなに一般の方がしょっちゅう申し込みをするということはないでしょうから、新幹線の切符をとるみたいに、そんなに簡単にできなくてもいいでしょうけれども。要するに、この問題の一番起こりになっている心づけというのは、場所とか時間の融通をきかすというのか、その見返りとしてと

ということだったと思うので、予約システムだったら、どこにそういう融通をきかす裁量があったのかなということが疑問に思うのですが、その辺はどう、だれがというか、行政職員の方、技能職員の方、どなたがどういうところで融通をきかせていたのですかね。

○渡邊課長代理

これは技能職員になるんですけども、技能職員が、あらかじめルールがあるにしても、それを無視して。例えば真ん中側をやっぱり好まれる業者もいらっしゃいますので、そういう業者にわざと、そこを融通したり、というようなことをやっていたみたいです。それを一切やらない斎場については時間帯で決めたところに先着順で入れていくことで。そのところで業者との癒着があったということです。

それと、あと、どうしても予備の炉という、故障したとき用に持っている斎場もありますので、違う時間帯で予約をとらせておいて、そこへ。

○向山委員

ねじ込むというような。

○渡邊課長代理

みたいなこと、そこら辺が、なかなか行政職のところでチェック機能が働いていなかったというのがありましたので、そこをきっちりチェックさせるということも今やっております。

○向山委員

技能職員の方はやっぱり専門技能を持っておられる方だから、行政職員に異動したりとか、ということではなくて、ずっと技能職員でやれたのですかね。

○渡邊課長代理

そうですね。まず、斎場の火葬をする、さっきの説明にもあったのですが、比較的人体の形をとどめた形で火葬するとか、お骨上げのときに、各お骨の部位を説明する。あと、のど仏についてはなかなか見つけにくいので、そこら辺、熟練といいますか、技術が要りますので、それを習得するのに時間がかかります。一度斎場に配属になると、斎場間の異動はありますけれども、他の部局への異動がないということもありました。あと業務内容が全く異なる業務内容ということもありますので、固定化されていたというのが一つにはあるかと思います。今現在は、なるべく他の部門との交流も。一挙にはできませんけれども、ある程度進めております。

○向山委員

それと、すみません、もう一つだけ。

○榎村座長

はい。

○向山委員

申し込みは、やっぱりほとんどが業者を通じてということになるんでしょうか。個人の方で直接申し込まれる方ってどれぐらいおられるのかなと思います。

○渡邊課長代理

統計はとっていないですけども、一番多いのは死産児ですね。いわゆる死んで生まれるといいますが、生まれてから亡くなるのではなくて、胎児の間に亡くなって、それでおろされたというような方については、直接斎場へ申し込まれて、直接死産児を持ってこられるというのがございます。

斎場でご遺体を受け入れる場合は、死産児は別ですけども、まず棺に入れていただかないと、遺体の運搬ができませんので、基本的には棺に入れてくださいということになります。そうすると、なかなか棺を手に入れるところがないので、そこはやっぱり葬儀業者ということになりますので、大半が葬儀業者を使われることになります。

○向山委員

わかりました。

○榎村座長

いろいろとあると。今日、本当に初めてですので、いろんな角度からお出しいただいたらと思いますが、どんなことでも結構でございます。

○長瀬委員

そうしたら、いいですか。

○榎村座長

では、長瀬委員さん、どうぞ。

○長瀬委員

例えば北斎場の、要は、8ページの予約システムでいくと、1、2、3という順番に機械的に当て込んでいくという、そういう理解なんですか。11時に申し込みましたというんだったら、1番目に申し込んだ人は自動的に1号炉になるんですか。それとも、11時に申し込んだ人は真ん中の9号炉がいいと、普通でいったら、9号炉がいいとされているから、9号炉にまず埋めていくとか、そういう先着順で埋めていくというのは、11時であっても、1から5のどの炉になるかというのはわからないと、それは全く受け入れ業務の技能職員の裁量で決まっていくということなんですか。

○渡邊課長代理

まず、炉については、当日でないと決まりませんので、業者がこの炉に入れてほしいという選択はできない予約の仕方になっております。あくまで、この斎場のこの日のこの時間という予約しかできません

るので。例えば11時の入場であれば、ここにあるように、1、5、9、13、17というような形の場所を使うということで、これは入ってきた順番で1、5、9というふうな形で割りつけるということで、9番から埋めていくのか、あるいは1番から埋めていくのかというのはありますけれども、そこで恣意的な操作ができるようには今のところはしておりません。

○渡邊課長

これは例えの形ですので、11時が必ず1号炉、5号炉、9号炉を使うということではありません。ですから、その日の炉というのは当日しかわかりませんので、先ほど申し上げましたように、先着順で入ってきますから、一番最初に申し込み予約は早かったけれども、入場が遅くなれば、一番最後になりますので、そこはきっちり、1番に入ったから何号炉を使うということにはなっておりません。

○渡邊課長代理

それと、1日の予約が日によって違いますので、例えば北斎場でいけば、30件丸々入る日もあれば、最近は余りないですけども、例えば友引とかで15件しか入らない日とかありますので、それが前日の件数によって炉の使い方も違いますし、当日の件数によっても違ってきますので、必ずというのはちょっと決まっておりますけれども、今、課長が説明したような形で受け入れをさせていただいております。

○長瀬委員

当日は、一応順番は決まっているけれども、現場の方の裁量で動かせる余地というのは多分にあるとか、自動的にここの炉というのは固定的に予約が決まっているわけじゃなくて、その当日来たときに、今日の11時側の分は1、5、9、13、17という炉のうちのどれかに持っていけば、別にかち合わないう状態だから、それは現場職員の運用で、どこの炉に持っていても、とりあえずはいいと、最後になったら、あいているところしかないですよということで、早い時間に持っていけば、とにかく融通はきかしてもらえると。

○渡邊課長

融通をきかすというよりも、順番に入れさせますから、特段、5つのうちのどこやと選んでいただくことにはなっていないということです。

○長瀬委員

業者としては指定できなかったけれども、職員としては、その運用としては、どこの炉に持っていかというのは別に運用できる状態だと。

○渡邊課長

可能は可能です。

○榎村座長

これは炉が20炉ありますけれども、幾つかあけてやっているということなんです。そこをおっしゃった方がわかりやすいのではないですか。どこでもいいというんじゃなくて、隣、隣、例えば炉の間隔をあけて入れてあげるということでしょう。

○渡邊課長

そうです、はい。2つか3つあけて、炉に入れていただきます。

○渡邊課長代理

例えば北斎場でしたら、午前中、20炉ありますので、1から10番までを飛び飛びで使って、今度、11番から20番の炉をまた飛び飛びで使ってという形で、端から使っていくような形で、午前と午後で場所を分けていますし、隣同士にならないようにやっていますので、あまり変なとり方をすると、いつもとパターンが違いますので、そこはチェックをかけるようにはなっています。

○榎村座長

よろしいですかね。

○長瀬委員

基本的には、現業職員の裁量で自由度があるから、その部分に起こるすきがありましたということ、そこを決めさせていく。

○向山委員

隣り合わないというのはそのとおりだと思うんですけども、例えば11時に1と5と9と13と17を使うとなったときに、その中でどれをとるところで、ある程度やっぱり裁量の範囲があるということなんでしょうね。そこは機械的には決まらないということでもいいですね。

○渡邊課長代理

そうですね。ただ、一応端から使っていくようにしていますので、それを例えば一番最初に入ってきたのに真ん中に入れるということをする、何か不正があるのではないかということになりますので、その部分は一応決まっております。

○向山委員

なるほど。

○榎村座長

ほかにどうでしょうか。

私も聞いていいですか、ひとつ。6ページには平成21年度と22年度と2年間の統計が出ておりますけれども、火葬件数、4ページ、全体のことで、2年間の推移ですけれども、これは今後、高齢化していく中で増えていく可能性があると思うんですけれども、全体の経年変化の数字とかございましたら、どれぐらいで増えていくのか、その辺がわかれば。年間平均はこれぐらいであるけれども、もうちょっと増加していくのかもしれないということであれば、また考えないといけないと思うので、その経年変化と、予測値って変ですけれども、死亡件数というのは予測できたりするので、死亡率をあれしてですね、その辺はどうなのかというのをちょっと教えていただけたらと思います。

それから、もう一つですけれども、これは大阪市の斎場ですけれども、大阪市外の受け入れみたいなものはどういう風になっているのか、ちょっと教えていただければと思うんですが、可能なんですかね。まず、可能かどうかということ。

○渡邊課長代理

大体、毎年500件ぐらいの伸び、多少ずれはありますけれども、21年、22年では300件ぐらいですけれども、大体500件ぐらい、各5年間で平均すると増加していております。

あと、将来の死亡人口なんですけれども、平成51年度をピークと考えておまして、これはあくまで当局での試算ですので、大体39,000件を超える火葬件数になるのではないかと予測はしております。

あと、市外の方の受け入れですけれども、基本的に大阪市民の方、市外の方というように区分しおりますが、受け入れを拒否することはございません。市外の方も受け入れしております。ただ、市民の方が1万円で、市外の方は6万円ということで、利用料金については市外の方は実費をいただくということで、高くしておりますが、それ以外では分けておりません。市外の方の受け入れが大体2,000件を超える件数、2,200、2,300件ぐらいは毎年受け入れをしております。

○榎村座長

ありがとうございます。

○渡邊課長

ご参考ですけれども、平成15年（2003年）のときの市立斎場の火葬件数は26,662件、それと、毎年これはありますので、数字はまたお示ししますけれども、18年で28,230件ということで、19年が29,000件を超えております。20年のときは28,753件、若干また下がっておりますけれども、微増で上がってきております。市外の方も大体2,400件から2,300件の間で推移しております。

○榎村座長

ありがとうございます。

何でそんなことを聞いたかという、絶対量と、それから、さっきのどこへ入れるかというのをど

ういう風にうまくやれば満たすことができるのかという、時間帯の操作ができるのかどうかというのがちょっと気にかかったものですから。それと、私ばかり、ほかの先生どうぞ。

○脇田委員

よろしいでしょうか。技能職員の方なんですが、最初のご説明で特別な知識であったり技術というものが必要なので、どうしても齋場間の今は異動になっているということだと思んですが、その特別な知識、技術以外で、例えば1年間の中で定期的にメンタルであったり倫理観を養うような研修であったり、また実際、現場でどういう運用であったり対応をしているかということを見ていくというか、そういう機会というものはあるんでしょうか。

○渡邊課長代理

これまでは市全体の研修であるとか、あと折につけ服務に関しての口頭なり掲示なりでそういう喚起はしてございましたけれども、定期的にそういった研修といいますか、ことについてはやっておりますでした。

○渡邊課長

技術につきましては、日常、職場研修的になりますので、日々、統括主任等が職場研修、日常の研修をやっておりますので、特別にこちらに来てとか場所を変えてとかということではやっておりません。

メンタルのことについても、局でのそういう研修は行っておりますけれども、齋場だけ受けるというような研修は設けておりません。

○榎村座長

そうすると、初めて職場に来られるという方、そんなに人数はいらっしゃらないのかもしれないんですけども、ちょっと余談ですけども、海外では結構、民間会社も、公共もすごくちゃんとした、そういう業務に当たる専門職としての研修とか、日本にはもちろん学校はないんですけども、スクールもありまして、きちりとしたところだったら、大学でそういう学部があるところがありますし、そういうのがなくても、民間でも、公的な機関でも専門職としての研修というのを一通り受けて、それをもって業務にあたるというところが一般的なところが多いかと思うんですけども、例えば、そういうお話ですね、聞かれたのは。

○脇田委員

はい。

○榎村座長

技能は、そうしたら、その場で学ばれて、あとの例えば対応、そういうところについては市の一般研修の中でされているという風に考えたらいいんですかね。もうちょっと詳しく、あれでしたら、

聞いていただいて。

○渡邊課長代理

まず、そういった研修もありますし、やはり齋場は遺族の方と接するちょっと特殊な状況の場になりますので、他の職場とは全然違う接遇をしておりますので、そこは職場で主任などが実地で研修をやっております。外部の講師の方を招いてということまではやっておりませんが、ただ、主任クラスが大体1ヶ月、3ヶ月というようなことで、人によって期間は違いますけれども、マン・ツー・マンについて実地で組み入れて指導はしております。

○榎村座長

他に何かございましたら。

○松井委員

人の作業を見るとか、技能職の人の配置というか、その日、その日の勤務の配置なんかはどなたがどういう形でどう決めておられるか。

○渡邊課長代理

齋場によって1日の必要人員を決めておまして、北齋場でしたら、例えば8人、1日必要であると。勤務ローテーションを年間組みまして、そのローテーションに従って出勤、休みや年間スケジュールが決まっておりますので。

○松井委員

年間でもう決められているんですね。

○渡邊課長代理

はい。

○松井委員

急に何かあったら、変更はあるんでしょうけれども、通常はもう決まっていると。

○渡邊課長代理

はい。

○松井委員

何かそこで裁量が働く余地というのはないわけですか。

○渡邊課長代理

もうローテーションは局の方で決めて、渡しておりますので。突発的に病気になったりとかがあれば、誰かが交代で出勤したりというのはありますけれども。

○渡邊課長

斎場で受け入れ業務をする者、それと火葬炉の裏で火葬業務をする者というのは各斎場の中で、そのローテーションの中で決めておりますので。

○松井委員

決まっている。

○渡邊課長

自分は常にここ行くというのはできませんので、それは現場の監理主任等がきっちりとローテーションを組んで指示をしております。

○長瀬委員

いいですか。

○榎村座長

どうぞ。

○長瀬委員

例えば北斎場で言うと、1つの時間帯で5つ使うという形になってはいますが、これはその現場で働いている人の人数によって5というのは決まるのか、それとも、炉の配置によって決まるのか、どういう要素で決まるんですか。

○渡邊課長代理

基本的には、炉の数で時間帯の受け入れ件数は決まっております。ただ、北斎場については、スペースの問題、バスの駐車できるスペースが5件分しかとれないので、時間帯、一応5件にしております。ですから、北斎場でしたら、6件とかとれる可能性はあるんですけども、バスの駐車スペースがありますが、2台で来られたり、火葬と骨上げが重なることもありますので、時間帯あたり5件という風に決めております。

○脇田委員

よろしいでしょうか。

○榎村座長

どうぞ、脇田委員。

○脇田委員

1体の火葬に要する時間についてなんですけれども、最初、ご説明の中で、子供なのか、大人なのかによってかかる時間が多少もちろん違ってくるといことなんです、これ全体、平均3時間を要することなんです、意図的に短くすることとかも可能なんですか。

○渡邊課長代理

火葬炉なりを改修して時間を短くするという事は可能ですし、他都市では、もっと短い時間で火葬できる炉を持っておるところもあります。

○脇田委員

それは炉の問題であって、人的に何か操作してできるということではないということですね。

○渡邊課長代理

強い火力を当てて、焼骨の状態とかも余り考えずにやれば、今の炉でも可能かと思えますけれども、やはり焼骨の状態もありますし、あと、大阪市の場合は、一度おうちなりへ帰って、精進上げされて、再度またお骨上げに来られますので。そこら辺の慣習といいますか、サイクルがありますので、概ね3時間のサイクルになっております。ですから、それを例えば炉の改修を行うことによって、もっと短くするという事は可能です。

○榎村座長

どうぞ。

○渡邊課長

今おっしゃられた死産児なんかでしたら、確かに時間はもっと短くはなります。体の大きい小さいによって時間は異なります。ただ、意図的にはなかなかできないところがございます。

○榎村座長

今のお話ですけれども、もうちょっと詳しくご説明いただきたいと思うのは、私、関西ですけれども、夫の実家が京都なんですけれども、家に帰らないで、斎場で待っておって、そのままお骨上げて帰るといので、3時間も待っていなかったように思うんですけれども、それは何か方式が京都と大阪で、関西ですけれども、違うのではないのでしょうか。

○渡邊課長代理

京都は、ロストルといいまして、格子状になっているところに棺を乗せて火葬しますので。大阪の場合は、耐火物の上に遺体を置きますので、炎を当てても、下からの熱が加わらないというのがあるんですけれども、京都の場合、すのこ状のところに遺体を乗せますので、下からの熱も加わりますので、熱効率がすごくいい火葬炉になっています。ただ、人の形を残すのに、京都ではできると聞いておりますけれども、かなり技術を要すると聞いております。また、そういうところで火葬しますので、焼骨が全部下に落ちます、下部で皿のようなもので受けて、それを集骨室へ持って行って、骨上げをすることになっています。大阪では、そういうスペースの問題もありますし、なかなか難しいかなと

思います。

○渡邊課長

大阪は、今申しあげましたように、このようなテーブルの上に乗せて炉の中に入れます。そこで火葬しまして、このまま引き出してきます。京都は、今申しあげましたように、格子状になったものの上に置いていますから、骨が下に落ちますので、その落ちたものを引っ張り出して抜いてきます。炉前から出すのではなく、裏から抜いて、それを収骨室に持っていきますから、この炉の冷却時間45分というのが必要ありません。

大阪は、入れたところから出しますから、自分のやなと思います。京都は入れたところからは出てきませんので、裏から出てきますので、「これ、おたくさんです」と言われたら、それで収骨しますので、そういう差がありますが、時間的にはかなり早い。関東地方はほとんど火葬方式がロスト方式になっていますので、時間差があります。京都は特にそういうことで、京都は予約ではなく、行って先着順ということになっていますので。

○向山委員

行って先着順ということは、行くまで何時に火葬されるかわからんということ。

○渡邊課長

ご遺体を運んだら、行った順番で。

○向山委員

待つことがあるんですか。

○渡邊課長

ただ、1体あたりの火葬時間が短く、何炉かありますので、1時間、2時間待つということはないようには聞いております。

○向山委員

そうですか。

○渡邊課長代理

はい。あと、地方に行きますと、各町なり村で火葬場を持ってなくて、組合を作ってやったりしますので、かなり離れたところに斎場があったりしますと、行って帰るだけで2時間、3時間かかるようなところは、向こうで待たれている場合もあります。大阪でしたら、大体20分から30分ぐらいで行ける距離です。

○榎村座長

何かほかにございますでしょうか。

○向山委員

以前、私の親戚で、和歌山県和歌山市でお葬式して火葬したことがあるんですけども、その時、お骨上げには二、三人しか来ないでくださいということだったんです、場所がないのか何かわかりませんが、それまで行きたい人はみんな行くというか、バスに乗って、ざあーと行くというのが普通だと思っていたので、そういうところもあるのかなと思ったんですけども、大阪市では特にそういう制限なんかはないんですか。行きたい人は、みんな行っていいという。

○渡邊課長代理

基本的には、例えばバスの数を2台までとかという制限はさせていただいています。やっぱり駐車場の問題とか、いろいろありますので、一応バスについては2台まで、あとマイカーは別に何台でも、何台でもいいことはないですけども、余り制限はかけていないので、大体30名から多くて50名までですね。

○向山委員

50人になると、かなり多いですね。

○榎村座長

今日、現地視察がございますので、他にございましたら。

私、ひとつだけ。3ページのところで、今の炉の話が出たんですけども、火葬の燃料というのは都市ガスと白灯油と両方ありますけれども、いろいろ新しい炉に順次やりかえていく必要もあろうかと思っておりますけれども、今の話も含めて、どういう風な方向で考えたらいいかとか、同じような方式でいくのかとか、何かあるんでしょうか。私なんか単純に、すごく人数がふえていった場合、3時間で全部のニーズを満たせるのかとか、そうした場合、炉の形式がいずれ老朽化のときに更新も含めて考えられるのかとか、少し遠い先も含めて考えたらいかがかなと思っているんですが、その辺は何か。都市ガス、白灯油、これは古い炉が白灯油になっているんですかね。

○渡邊課長代理

そうですね。瓜破斎場も改修してからガスを入れるようにしておりますので、瓜破斎場、北斎場、鶴見斎場という形で改修しておりますので。

○榎村座長

改修したところが都市ガスになる。

○渡邊課長代理

そうですね。今現在はまだ火葬の需要にはお応えできているかなと思いますけれども、将来的に

37,000というような数になってきますと、回転を上げないと、難しいところもありますので、将来的には時間帯を短くするというのも一つ視野に入れて、ただ単に火葬場をふやすだけではなくて、そういう方向も考えていきたいと考えております。

○榎村座長

もう一つは、海外ではみんなあるのは、冷蔵室というのがある。増えた場合は、炉をふやすか、一時保管というような施設をつくるか、どちらかなんですけれども、大概是冷蔵室みたいなのがありまして、炉の数とか職員の人数が決まっておりますので、平準化して、ずっと作業ができるようにしているところがほとんどなんですけれども、そういうところも含めて少し考える可能性もあるんじゃないかなとちょっと思ったので。大阪市ではそういう施設というのは何かございますか。

○渡邊課長代理

一晩だけですけれども、一応霊安室、遺体安置室があります。斎場によって多少差はありますが、大体3体ぐらいまではお預かりできるようにはなっています。

○榎村座長

どこの斎場にもついているんですか。

○渡邊課長代理

一応どこの斎場にもついています。ただ、日本は慣習で、遺体だけを部屋に入れて遺族が全然知らない顔というのはなかなかちょっと。

○榎村座長

そうですね。お別れの仕方が違うんですよ。

○渡邊課長代理

自宅なりで遺体と一緒にというのがやはり多いかと思っておりますので、なかなか、大阪市でもそういう施設を持っておりますけれども、身寄りのない方のご遺体をお預かりするのが大体多いです。

○向山委員

そういう施設というのは、冷蔵施設になっている施設ということなんですか。

○渡邊課長代理

そうです。室温を低くして、そこへご遺体をという形になっております。

○榎村座長

どうでしょうか。この後、一応、小林斎場と佃斎場への現地視察が予定されているようでございますけれども、こういうお話していただく機会というのがまたあるんですか。

○渡邊課長

また見ていただきまして、いろいろと詳しい状況等は第2回目でもご質問はお受けいたしますので、なかなか日ごろ見ていただけないとか、各地方によっての方法とか受け方も違いますので、それは十分ご説明させていただきます。次回でも時間をとらせていただきたいと思います。

○榎村座長

それでは、多分他にもいろいろあろうかと思えますけれども、今日は現地視察のほうに少し時間が要るかと思えますので、また次回見ていただいて、いろいろご意見頂戴したいと思います。

それで、現地視察につきましては非公開としておりますので、一般の傍聴の方、報道機関の方々はここでご退席をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、事務局。

○渡邊課長

どうもありがとうございました。

現地視察につきまして、ただ今からご説明をさせていただきます。

それと、本日の会議の会議録、資料につきましては、今後、委員の皆様方にご確認をいただきまして、本市環境局のホームページ等で公表してまいります。委員の皆様には大変ご面倒をおかけいたしますけれども、確認、チェック等のご協力のほどをお願いいたします。

(現地視察)

第1回 齋場運営形態検討会議

開催日時：平成23年8月22日（月）

午後1時00分～午後5時00分（予定）

開催場所：あべのルシアス12階 環境局 第1会議室

議事次第

1. 開 会
2. 会議の公開について
3. 委員及び事務局の紹介
4. 環境局長挨拶
5. 座長選出
6. 座長挨拶
7. 議 事
 - ・大阪市立齋場の概要について
 - ・現地視察（小林齋場・佃齋場）
8. その他
9. 閉 会

齋場運営形態検討会議 委員名簿

氏 名	職 業 ・ 所 属
長瀬 耕治	公認会計士
榎村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
松井淳太郎	大阪ボランティア協会 評議員
向山 知	弁護士
脇田 由美	接遇講師・人材育成コンサルタント

※ 敬称略 五十音順

大阪市立斎場の概要

第1回 斎場運営形態検討会議 資料

目次

I 斎場運営経過・斎場配置	1
II 葬儀慣習	2
III 市立斎場の概要	3
IV 火葬件数《平成21年度・22年度》	4
V 斎場利用状況	6
VI 斎場業務内容	7
VII 1日の火葬業務の流れ	8
VIII 小林斎場・佃斎場火葬業務委託	10

1 斎場運営経過・斎場配置

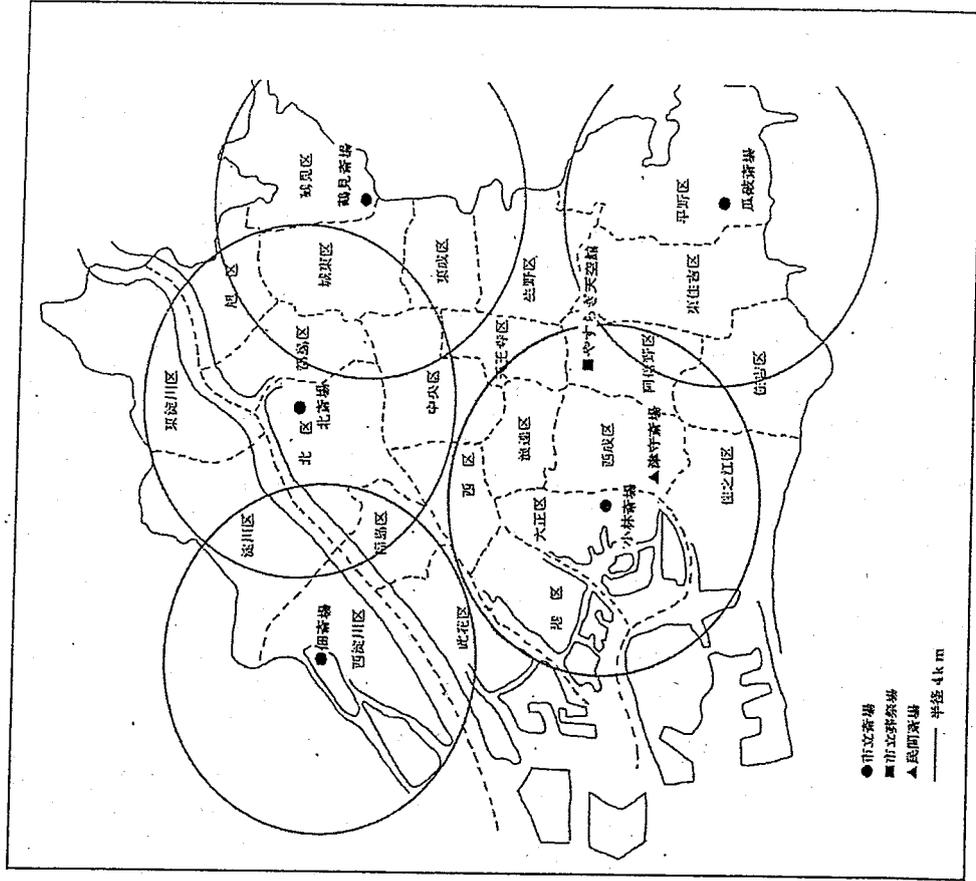
■本市斎場運営の経過

明治40年(1907年)の民間火葬場買収に始まり、その後、統廃合を経て、現在は、瓜破・北・小林・鶴見・佃斎場の5ヶ所の市立斎場で、元旦を除く年364日火葬業務を行っている。

昭和43年4月5日付 旧厚生省通知により、「火葬場の経営主体は、その公益性が確保されるべきことから、原則として地方公共団体でなければならない」とされている。(本市では、火葬場のことを「斎場」と呼称している)

■市立斎場の配置

現在、斎場の施設は、市域内5ヶ所に配置し市内各所から概ね4km程度の範囲に配置している。



II 葬儀慣習

■市域での葬儀慣習と火葬炉の様式

○大阪市域（関西地域）の伝統的な葬儀慣習としては、骨上げにおいてのど仏などの主要な骨を部分収骨する慣習があり、そのために火葬炉は焼骨が比較的人体の形を留める棺台車方式を採用している。

○この火葬炉の棺台車方式は、焼骨が比較的人体の形を留めて棺台の上に残る方式で、火葬に時間がかかり、骨上げを含め、約3時間を要する。

○そうしたこともあり、本市斎場の利用者は、遺体が火葬されている間、一旦自宅等に戻った後、改めて「骨上げ」に来るといった慣習があり、そうした慣習に対応した斎場配置となっている。

III 市立斎場の概要

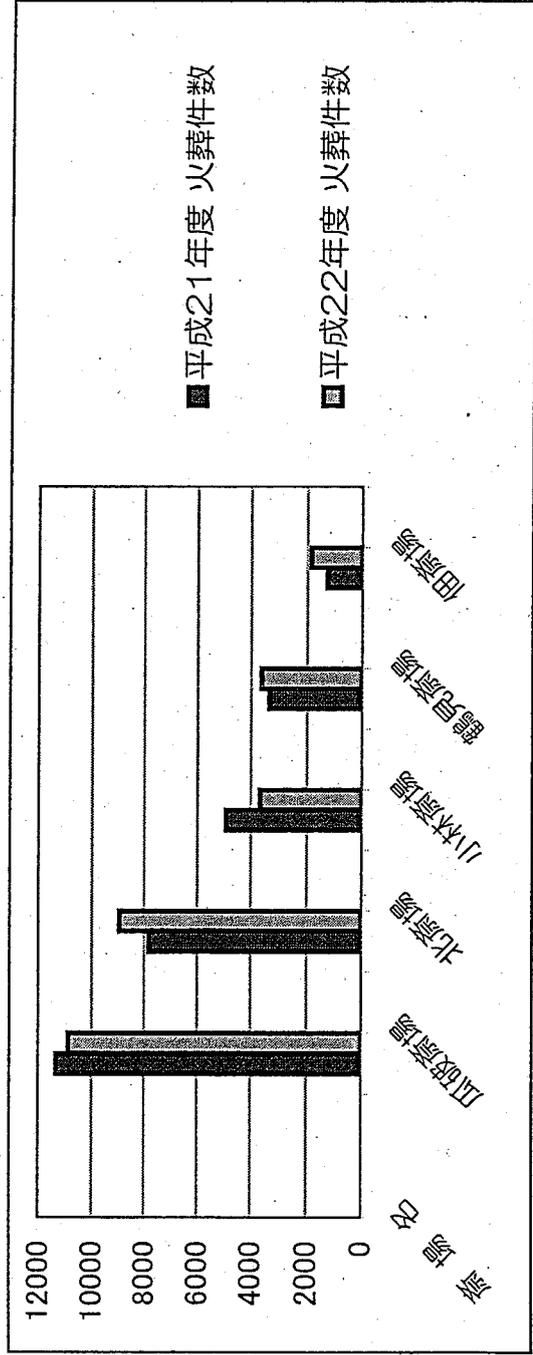
斎場名	瓜破斎場	北斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃斎場	計
所在地	平野区瓜破東	北区長柄西	大正区小林	鶴見区鶴見	西淀川区佃	
開設年月日	S32.4.30 H8.3.31改修	M9.6民営開設 H13.4.1建替	T2.6.10 H5.3.31改修	S8.2.4 H18.11.30建替	S9.3.4 S57.3改修	
建物構造	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄骨鉄筋コンクリート 4階建	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄筋コンクリート (一部鉄骨造) 3階建	鉄筋コンクリート 平屋建	
火葬燃料	都市ガス	都市ガス	白灯油	都市ガス	白灯油	
炉数	30基	20基	10基	8基	4基	72基
職員数(人)	事務職員	5	2	2	1	14
	技能職員	15	15	6	5	45
	合計	19	20	8	7	5

平成23年8月1日現在

IV 火葬件数 《平成21年度・22年度》

■ 斎場別火葬件数

斎場名	瓜破斎場	北斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃斎場	計
平成21年度	11,325	7,828	4,942	3,342	1,275	28,712
平成22年度	10,877	8,974	3,671	3,620	1,862	29,004

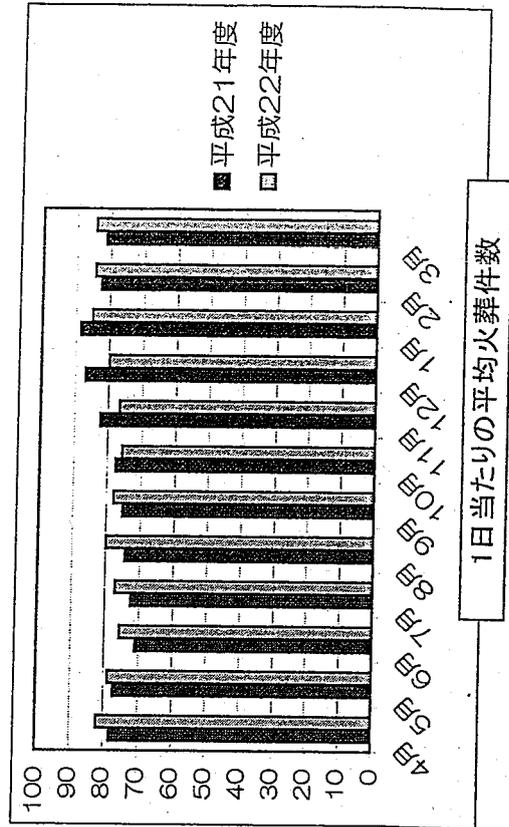
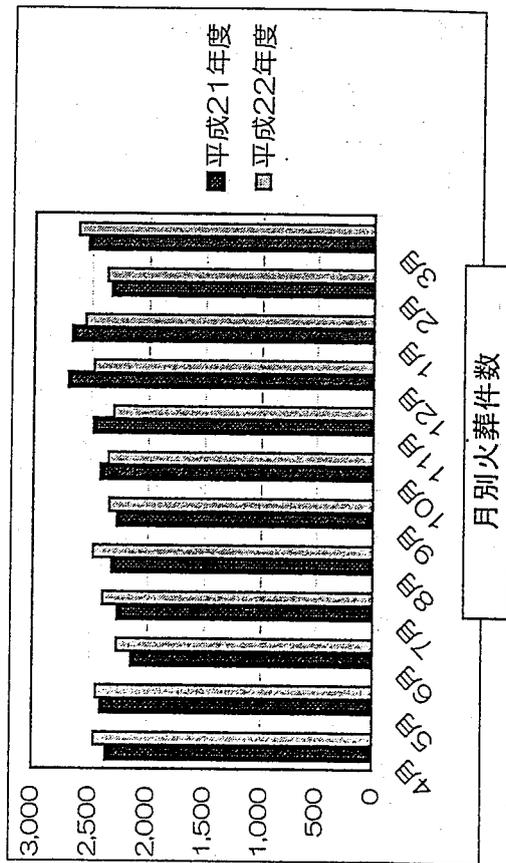


■ 月別火葬件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成21年度	2,344	2,393	2,128	2,248	2,301	2,255	2,402	2,466	2,689	2,655	2,313	2,518	28,712
平成22年度	2,460	2,443	2,264	2,387	2,474	2,335	2,343	2,296	2,475	2,551	2,362	2,614	29,004

■ 1日当たりの平均火葬件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成21年度	78	77	71	73	74	75	77	82	87	89	83	81	79
平成22年度	82	79	75	77	80	78	76	77	80	85	84	84	80



V 斎場利用状況

■ 斎場利用時間帯

- 斎場へのご遺体の受入れは、各斎場で11時から16時までの間、1時間ごとの受付件数を決めている。
- 平成21年度・22年度とも、斎場の入場時間は、11時から13時の入場が多く、16時入場は翌日骨上げの関係から入場数が少ない。
- 葬儀告別式が、11時から13時の時間帯に行われることが多いため、火葬の入場時間が12時～13時が多くなっている。
- 最近では、家族葬や直葬といわれる葬儀を行わずに直接火葬される場合が多くなってきており、11時の入場も多くなっている。

■ 時間別火葬件数

	時間		11時	12時	13時	14時	15時	16時	計
	件数	%							
平成21年度	件数		5,368	5,700	5,231	4,792	4,647	2,974	28,712
	%		18.7	19.9	18.2	16.7	16.2	10.3	100
平成22年度	件数		5,327	5,496	5,318	5,183	4,392	3,288	29,004
	%		18.4	19.0	18.3	17.9	15.1	11.3	100

VI 斎場業務内容

斎場業務は、概ね以下のように区分される。

	火葬に関する業務	管理運営上必要な業務
行政職員	<ul style="list-style-type: none"> 受付業務 使用許可業務 各種証明書発行業務 使用料等徴収業務 	<ul style="list-style-type: none"> 記録業務 定期報告業務 庶務業務 式場貸出業務
技能職員	<ul style="list-style-type: none"> 受入業務 火葬業務 収骨業務 火葬炉保守点検業務 	<ul style="list-style-type: none"> 施設清掃業務 庁舎管理業務 遺体保管業務 遺骨保管業務
委託業務		<ul style="list-style-type: none"> 警備業務 植栽剪定業務

VII 1日の火葬業務の流れ

■1体の火葬に要する時間

入場・お別れ 30分	火葬 75分	冷却 45分	収骨・退場 30分
---------------	-----------	-----------	--------------

通常、火葬1件あたり、約3時間を要する。

■斎場でのタイムスケジュール

○北斎場タイムスケジュール

北斎場の場合、1時間ごとに5件受付けて、20炉の火葬炉を一部2回使用し、1日30件の火葬を行っている

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
1号炉											
2号炉				1							
3号炉					2						
4号炉						3					
5号炉				4							
6号炉					5						
7号炉						6					
8号炉							7				
9号炉								8			
10号炉									9		
11号炉										10	
12号炉											11
13号炉											
14号炉											
15号炉											
16号炉											
17号炉											
18号炉											
19号炉											
20号炉											
作業打合せ			前日16時受付分収骨			火葬炉清掃			場内清掃・受入準備		

16時受付分は、翌日の時30分より収骨を行う

○小林斎場タイムスケジュール

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
1号炉			場内清掃・受入準備	1				11			
2号炉		前日16時受付分収骨	火葬炉清掃	4					14		
3号炉					7						
4号炉						9					
5号炉				2							
6号炉				5						12	
7号炉					8					15	
8号炉						10					
9号炉				3						13	
10号炉				6						16	

○佃斎場タイムスケジュール

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
1号炉			場内清掃	1							
2号炉		前日16時受付分収骨	火葬炉清掃	2					5		
3号炉					3					6	
4号炉						4					

■本市斎場での1日の受入件数

斎場名	瓜破	北	小林	鶴見	佃	計
炉数	30	20	10	8	4	72
受入件数	42	30	16	12	6	106

VIII 小林斎場・佃斎場火葬業務委託

■ 業務委託先

- 1 会社名 株式会社 スター
- 2 所在地 三重県亀山市
- 3 契約期間 平成23年10月1日から平成25年3月31日まで(18ヶ月間)
- 4 火葬業務受託実績
大阪府和泉市役所 いずみ霊園
三重県松坂市役所 篠田山斎場・嬉野斎場・三雲斎場
伊勢広域環境組合 南勢広域斎場